

## 福井県報

号外第97号  
令和5年  
11月6日(月)  
火曜日発行

告

— 目次 —

○越前地域森林計画および若狭地域森林計画の変更の予定(四三〇・森づくり課)：一

## 告 示

## 福井県告示第430号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により越前地域森林計画および若狭地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により告示する。

なお、当該地域森林計画変更計画書の案は、この告示の日から24日間、福井県庁および次に掲げる場所に備え置き、公衆の縦覧に供する。

また、当該地域森林計画変更計画書の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福井県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和5年11月6日

福井県知事 杉本 達治

## 1 越前地域森林計画変更計画書(案)

福井市役所、あわら市役所、坂井市役所、大野市役所、勝山市役所、越前市役所、鯖江市役所、永平寺町役場、池田町役場、南越前町役場、越前町役場および福井県の各農林総合事務所

## 2 若狭地域森林計画変更計画書(案)

敦賀市役所、小浜市役所、美浜町役場、高浜町役場、おおい町役場、若狭町役場ならびに福井県嶺南振興局林業水産部および二州農林部

令和五年十一月六日発行  
発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県